

2013年6月5日  
株式会社みずほコーポレート銀行

### 「エクエーター原則」(2013年版)の受諾について

株式会社みずほコーポレート銀行(頭取:佐藤康博)は、「エクエーター原則 2013年版」(通称、エクエーター原則第三版 以下「EPⅢ」)を受諾し、6月4日より適用開始することと致しました。

「エクエーター原則」とは、主にプロジェクトファイナンス案件において、金融機関が貸し手の立場から、環境・社会面のリスクを評価、管理するための民間金融機関共通の基準で、2003年6月に欧米金融機関を中心に発足したものです。当行は2003年10月にアジアの金融機関として初めて同原則を採択するとともに、エクエーター原則協会の運営委員会のメンバーも務めています。

EPⅢは、エクエーター原則協会の主導の下、様々なステークホルダー、ならびに同原則を採択する全世界の金融機関79行からの意見などを踏まえ、3回目の改定がなされたものです。今次改定における主な変更点は、適用範囲を従前のプロジェクトファイナンス案件以外にも拡大することで、具体的には以下の通りです。

- ・ プロジェクト紐付きコーポレートローン(Project-Related Corporate Loans)とブリッジローンにも適用範囲を拡大
- ・ 情報開示の促進による透明性の強化
- ・ 温室効果ガスの分析・評価など、気候変動問題の取り組みを強化
- ・ 人権問題に関する事項をデュー・デリジェンス項目に追加

みずほコーポレート銀行は、お取引先の事業活動における環境・社会への配慮に係る取り組みをエクエーター原則の活用を通じて支援する役割を果たすとともに、蓄積された金融知見を活かし、持続可能な社会の形成に向け、継続的かつ発展的に取り組んでいきます。

以上